

資料番号	4
------	---

令和6年2月9日
課名 教育委員会事務局 高校入学者選抜制度推進課 特別支援教育課
担当者 【高選】課長 今川 【特支】課長 津村
内線 【高選】4892、【特支】4980

## 令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜一次選抜等における追検査について

### 1 要旨・目的

本県の公立高等学校（特別支援学校高等部を含む。）入学者選抜において、検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜等を欠席した者のうち、月経随伴症状等の体調不良等、本人に帰責されない身体・健康上の理由で欠席した者について、受検機会を確保する観点から、令和6年度入学者選抜から追検査の対象とする。

### 2 現状・背景

#### (1) 現状

本県において実施している追検査の対象者は、検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜等を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先高等学校長又は志願先特別支援学校長（以下「志願先学校長」という。）が審査し正当と認められた者としている。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病*等。

※ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等。（以下「学校感染症」という。）

令和5年度までの運用においては、追検査の事由となる疾病は学校感染症に限定していた。

#### (2) 背景

令和5年12月19日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）事務連絡で、月経随伴症状等の体調不良等により、やむを得ず当日の検査を欠席した者について、追検査の実施等、受検機会の確保のための対応を求められた。

### 3 追検査の概要

#### (1) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜等を欠席した者のうち、2(1)の表中、追検査の事由となる疾病等を、学校感染症に限らず、月経随伴症状等の体調不良等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとし、志願先学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

#### (2) 手続

①追検査受検願、②検査当日の医師の診断書を出身中学校長を経由し、志願先学校長に提出する。【現行の取扱いと同様】

#### (3) 実施内容

志願先学校長が定める。【現行の取扱いと同様】